



令和8年1月16日
中部地方整備局
木曽川上流河川事務所

～持続性のある多自然かわづくりに向けて～

「第18回 木曽川上流自然再生検討会」を開催します。

木曽川上流河川事務所では、河川環境の整備と保全について、木曽川上流自然再生計画を策定し、良好な自然環境の保全、失われた又は劣化した環境の再生に関する河川整備を実施することとしており、木曽川上流自然再生検討会にて、学識者より様々な観点での助言をいただきながら進めてきました。

今回、開催する検討会においては、「ワンド等水際湿地の再生」や、「緩流域環境の再生」などのモニタリング結果についてのご報告をする予定です。

1. 開催日時

令和8年1月26日(月) 13:30～（2時間程度）

2. 開催場所

国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所
(木曽川水系ダム統合管理事務所 2階会議室)
〒500-8801 岐阜市忠節町5丁目1番地

3. 議事

1. 第17回自然再生検討会における意見について
2. 報告事項
 - 1) ワンド等の水際湿地の再生(木曽川)
 - 2) ワンド等の水際湿地の再生(揖斐川)
 - 3) 緩流域環境の再生(杭瀬川)
 - 4) 緩流域環境の再生(伊自良川)
 - 5) コアジサシの繁殖状況(木曽三川)
 - 6) ワンド等の水際湿地の再生(オオサンショウウオ)
 - 7) 樹林化の防止及び流水環境の確保(南派川)
3. 次年度のモニタリング計画(案)
4. その他

4. 取材・傍聴について

会場での取材及び傍聴は、貴重種情報が含まれるため、規約第5条 情報公開より冒頭の

座長挨拶までとさせていただきます。

取材及び傍聴には、事前登録が必要となります。取材をご希望の方は、別紙「取材登録書」を、傍聴をご希望の方は、別紙「傍聴申込書」をご記入のうえ、令和8年1月22日(木)15:00までに、以下の宛先までFAXまたは電子メールで送信をお願いします。

また、会場での取材及び傍聴については、人数が会場の定員に達した場合、ご参加いただけない場合があります(ご参加いただけない場合には、こちらから連絡いたします)。

当日は、会議開始5分前までには会場での受付を済ませていただきますようお願いします。

【取材登録書・傍聴申込書送信先】

F A X 番 号 058-251-1150

メールアドレス cbr-kisojyo-chosa@mlit.go.jp

5. 添付資料

別紙のとおり

6. 配布先

岐阜県政記者クラブ、一宮日刊記者会

7. 問合せ先

<木曽川上流自然再生検討会について>

国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所

総括保全対策官 井川 陽二

建設専門官 山田 真嘉

電話:058-251-1125(直通)

別紙「取材登録書」

「第18回 木曽川上流自然再生検討会」

取材登録書

当検討会の取材をご希望される報道機関におかれましては、事前登録のためこちらの取材登録書をご記入のうえ、期限までにFAXまたはメールにて送信をお願いいたします。

送信期限 令和8年1月22日(木)15時00分まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材者

(1)お名前(複数名の場合、代表者名)

(2)ご連絡先 TEL _____

(3)取材人数 _____人

送信先

FAX番号 058-251-1150

メールアドレス cbr-kisojyo-chosa@mlit.go.jp

※会場の都合上、人数が定員に達した場合、ご参加いただけない場合があります。

ご参加いただけない場合のみ、こちらから連絡いたします。

※今回、ご記入いただきました個人情報については、「第18回 木曽川上流自然再生検討会」の運営以外には使用いたしません。

別紙「傍聴申込書」

「第18回 木曽川上流自然再生検討会」

傍聴申込書

当委員会の傍聴をご希望される方は、事前登録のためこちらの傍聴申込書をご記入のうえ、期限までにFAXまたはメールにて送信をお願いいたします。

期限 令和8年1月22日(木)15時00分まで

1. 傍聴者

(1)お名前 _____

(2)ご連絡先 TEL _____

(3)ご住所 _____

送信先

FAX番号 058-251-1150

メールアドレス cbr-kisojyo-chosa@mlit.go.jp

※会場の都合上、人数が定員に達した場合、ご参加いただけない場合があります。

ご参加いただけない場合のみ、こちらから連絡いたします。

※今回、ご記入いただきました個人情報については、「第18回 木曽川上流自然再生検討会」の運営以外には使用いたしません。

「木曽川上流自然再生検討会」規約（案）

（趣旨）

第1条 本会は、「木曽川上流自然再生検討会」（以下、「検討会」という。）と称し、その組織及び運営については、この規約の定めるところによる。

（目的）

第2条 検討会は、木曽川上流管内を対象とした「木曽川上流自然再生計画」の策定及び今後のモニタリングのために木曽三川の多様な河川環境の保全・再生に向けた各種検討事項について様々な観点から審議し、助言することを目的とする。

（構成）

第3条 検討会は、学識経験等を有する有識者である委員から構成し、委員は別表のとおりとする。

2. 委員は、河川管理者である国土交通省木曽川上流河川事務所が委嘱する。
3. 委員の任期は、令和10年3月31日までとする。

（運営）

第4条 検討会には、座長をおく。

2. 座長は事務局により選任され、会務を総括するとともに、検討会の開催にあたって委員を招集する。
3. 座長に事故があるときは、座長が予め指名する委員がその職務を代行する。
4. 座長は、検討会の目的を遂行するために必要と認めた場合には、検討会に委員以外の出席者を求めることができる。

（情報公開）

第5条 検討会は原則公開とし、検討会資料、議事概要及び議事録を事務局により公表する。その他一般傍聴や公表方法等は別途定める。ただし、検討会資料、議事概要及び議事録中の貴重種に係わる情報については非公表とする。

（事務局）

第6条 検討会の事務局は、国土交通省木曽川上流河川事務所に置く。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が検討会に諮って検討会で定めるものとする。

2. この規約の改正については、検討会で定めるものとする。

附則

（施行期日）

この規約は、平成20年12月26日から施行する。

平成21年8月21日 一部改正

平成23年7月1日 一部改正

平成26年1月29日 一部改正

平成28年2月12日 一部改正

平成29年2月16日 一部改正

平成31年2月7日 一部改正

令和2年2月20日 一部改正

令和3年2月19日 一部改正

令和7年2月19日 一部改正

木曽川上流自然再生検討会 委員名簿

役職	氏名	所属等	専門等
座長	ふじた ゆういちろう 藤田 裕一郎	岐阜大学 名誉教授	河川工学
委員	おおつか ゆきとし 大塚 之稔	日本野鳥の会 岐阜県支部顧問	鳥類
"	かじうら けいいち 梶浦 敬一	ぎふ哺乳動物調査研究会 代表	哺乳類
"	たかいやすし 高井 泰	岐阜県昆虫分布研究会 事務局	昆虫類
"	たかのひろゆき 高野 裕行	自然学総合研究所 主任研究員	植物
"	ながやましげや 永山 滋也	岐阜大学 地域環境変動適応研究センター 特任助教	河川生態
"	もりせいいち 森 誠一	岐阜協立大学 教授	魚類

(敬称略 五十音順)

<別 紙>

木曽川上流自然再生検討会の情報公開について

木曽川上流自然再生検討会（以下「検討会」という。）規約第5条に基づき「情報公開」の方法等を下記のとおり定める。

（議事）

- ・議事は原則公開とする。情報公開に関し、報道関係の取材は検討会の最後まで可能とする。なお、傍聴者の人数は会場の収容人数等により、制限することとする。
- ・貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等については、非公開とする。

（資料）

- ・検討会資料（議事の説明資料、配付資料）は原則公表とする。ただし、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触する資料に係る資料は、委員に限り配布するものとし、また、必要に応じて回収する。
- ・公表資料は、木曽川上流河川事務所において閲覧できるよう、事務局において対応する。
- ・なお、公表資料は閲覧場所への設置とともに、ホームページで閲覧できるようにする。

（議事録）

- ・議事概要及び議事録を検討会終了後作成し、全委員の確認を得た上で、公開する。ただし、貴重種の情報、発言者の個人名は非公表とする。

木曽川上流自然再生検討会の運営について

(主旨)

木曽川上流自然再生検討会(以下、「検討会」という。)の議事を円滑に進めるために傍聴にあたってのお願いなどを定めたものです。

(傍聴)

1. 検討会を傍聴される方は、会議場に入室する前に受付において、「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記入していただきます。
2. 会場内に傍聴席を準備致しますが、会場の都合により満席の場合は、入室をお断りすることがあります。
3. 傍聴者は、会場内において、次の事項を守っていただきます。守っていただけない場合は、退室していただく場合があります。
 - ① 委員への意見、言論への批判、賛否の表明、拍手などは遠慮願います。
 - ② 私語、談論や機器操作等の雑音等が生じる行動は遠慮願います。
 - ③ 会議中の立ち歩きや、会場への出入りは極力遠慮願います。
 - ④ 携帯電話の使用は遠慮願います。
 - ⑤ フラッシュライトや撮影照明等を使用した撮影は遠慮願います。ただし、冒頭の座長挨拶までは、それらを使用した撮影は可能とします。
 - ⑥ 会議内容の筆記、録音等は可能とします。
 - ⑦ その他、議事の妨げになるようなことは遠慮願います。
4. 検討会は原則公開で行いますが、非公開の決議がなされた時、または座長が傍聴されている方に退出を命じた時は、傍聴できませんので、速やかに退出していただくことになります。
5. その他、傍聴される方は事務局の案内に従っていただきます。

(情報公開)

1. 検討会資料、議事概要及び議事録については、木曽川上流河川事務所に設置した閲覧場所での閲覧とともに、ホームページで閲覧できるようにします。
2. ただし、検討会資料、議事概要及び議事録中の貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等については非公表とします。